

有害図書等の指定について(チャート)

熊本県少年保護育成条例【抜粋】 昭和46年6月8日 条例第30号

第9条第1項

知事は、図書等の内容の全部又は一部が第6条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書等を少年に有害なものとして指定することができる。

第6条第1項各号とは

著しく性的感情を刺激し、又は性的被害を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

著しく粗暴性又は残虐性を助長し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は少年の犯罪を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

「著しく性的感情を刺激するもの」の認定基準

- 1 男女の肉体の全部若しくは一部を露骨に表現し、性的しゅうち又は卑わいな感じを与えるもの
- 2 性行為、変態性欲に基づく行為若しくはわいせつな行為を露骨に表現し、又は容易に連想させるもの
- 3 せりふ、説明若しくは口上又は歌曲類が、著しく卑わいな感じを与えるもの
- 4 医学的、民俗学的その他学術的な内容であっても、性に関する描写若しくは表現が少年に対し卑わい又はせん情的な感じを与えるもの
- 5 その他素材、描写又は表現が、前記各号と同程度に卑わいな感じを与えるもの

「著しく粗暴性又は残虐性を助長するもの」の認定基準

- 1 社会道徳や法律に反する暴力を容認し、かつ、賛美するような描写をしたもの
- 2 殺人、傷害、暴行等の準備又は実行行為を、模倣可能なように詳細かつ刺激的に描写したもの
- 3 残忍若しくは陰惨な殺人、傷害、暴行、処刑等の場面や拷問、私刑、虐待等殺傷による肉体的苦痛又は言語等による精神的苦痛を刺激的に表現し、若しくは描写しているもの
- 4 その他素材、描写又は表現が、前記各号と同程度に著しく粗暴性、残虐性を助長するもの

熊本県少年保護育成条例に基づく推奨及び指定に関する認定基準(昭和46年6月12日 熊本県告示第565号)

熊本県青少年問題協議会設置条例施行規則(昭和29年3月29日規則第10号) 最終改正:平成26年3月24日改正
(協議会の議事)

- 第3条 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。